

※ 空き家バンクQ & A ※

空き家を売りたい、貸したい人

Q ほかの宅建業者に依頼している場合、空き家バンクは利用できますか

●利用することはできません。

Q 空き家バンクの登録期間は、何年間ですか。

●登録期間は2年間です。再登録も可能です。

Q どのような物件を登録できますか。

●物件については、市内にある個人が所有している住宅で、現に居住していないものが対象になります。

Q 物件登録に費用はかかりますか。

●登録に費用はかかりません。ただし、売買契約成立時には、宅地取引業法に定める仲介手数料が必要になります。

Q 相続した物件で所有権移転登記をしていませんが、登録はできますか。

●登録できます。ただし、相続人であることを証明する書類の提出を求めることがあります。なお、不動産取引時に支障がないよう、空き家バンクで選定した宅建業者にご相談ください。

Q 物件登録は、売買か賃貸のどちらか一方を選択しなければなりませんか。

●「売買」、「賃貸」または「売買と賃貸の両方」で登録できます。

Q 物件登録を検討していますが、相場金額がわからないため希望金額を設定できません。

●ご自身で金額を決めかねる場合は、現地調査をしたうえで宅建業者が助言しますので、ご参考にしてください。

Q 建物内に家財が残っている場合は、物件登録できますか。

●売却であれば登録できますが、残置物があると売買金額に影響がでる可能性があります。賃貸で残置物がある場合は個別にご相談下さい。

Q 仕事が忙しく、現地調査に立ち会うことができない場合はどうしたらよいですか。

●登録に際して行う空き家等の現地調査（市及び媒介業者が実施）には、原則、所有者等に立ち会っていただきます。

空き家を買いたい、借りたい人

Q. 空き地の購入、賃借希望は可能ですか。

●空き家のみが対象となります。交渉で更地を条件にすることは可能です。

Q. 他市の物件の情報はみられるのか。

●全国版空き家バンク（㈱アットホーム、㈱ライフ）を確認していただくか、各自治団体にお問い合わせください。

Q 物件情報の確認や物件の内見をしたい場合は、どうすればいいですか。

●取り扱っている宅建業者に直接連絡してください。登録物件情報に記載があります。

Q 価格交渉はできますか。

●実際の価格交渉は、宅建業者を介して所有者と購入希望者の双方でしていただきます。

お問い合わせ先
開発建築課 住宅政策係
Tel: 048 - 423 - 3854